

東京弁護士会知的財産権法部 判例研究の連載について

東京弁護士会法律研究部 知的財産権法部 部長 金 井 重 彦
事務局長 秋 山 佳 胤 事務局次長 鹿 野 真 美
判例等検討小部会長 川 田 篤 同事務局長 人 見 友 美

この度、東京弁護士会知的財産権法部判例等検討小部会における判例研究を、歴史あるパテント誌に平成19年6月号から連載させていただくこととなりました。つきましては、当部を紹介させていただくとともに、連載させていただく判例研究の概要を御説明させていただきます。

1 東京弁護士会知的財産権法部について

東京弁護士会には各法分野の研究部がおかれております。知的財産法については、昭和56年に「無体財産権法部」がおかれ、現在は「知的財産権法部」に名称を変更しています。貴弁理士会の先生方にも、当部会員（約200人）は、貴会中央知的財産研究所の研究員、能力担保研修の講師などとして、日頃から大変お世話になっております。

ところで、当部では、定例部会を定期的開催し、大学教授、知財高裁等の裁判官に御講演いただくほか、知的財産法関係の弁護士により研究会を開催しています。また、定例部会のほかに判例等の研究を行う判例等検討小部会があります。同小部会においては、知的財産関係の業務に従事する新進気鋭の若手の弁護士等が報告を担当し、単なる判例の紹介だけでなく、それを理解するための基礎的な事項まで掘り下げて分析しております。

2 連載の方針について

この度の連載においては、次のような方針で臨みたいと存じます。

- ①水準を維持しながらも、できる限り分かりやすくすること。高度な論文でも、難解では、ただ読みづらいだけで、身に付きません。今回の連載では、説明を理解していただけるようにすることを心がけます。
- ②基礎的な事項から説明し、裁判例の理解を容易にすること。通常の判例紹介は、いきなり事案の概要と判示が掲載されています。しかし、これではウォーミングアップもしないで、すぐに走り出すようなものです。今回の連載では、まず予備的知識から始め、具体的な事例に入るようにしています。
- ③実務的な観点、例えば、何を主張し、立証すべきなのか明らかにすること。侵害訴訟などでの主張立証の枠組みを考えていきます。そのための手がかりは、要件事実です。今回の連載では、この観点からの分析も必要に応じ踏まえて行きます。

3 結 語

このように、当部としては、今回の連載により、貴会の会員の方に侵害訴訟における実務的な観点を御理解いただくとともに、近時の判例の問題点についても情報をお伝えすることを目標にしています。また、特定侵害訴訟事件における共同代理が一層円滑に進むことを願ってやみません。

ちなみに、本年6月号は数値限定と均等論、7月号は数値限定と記載要件、8月号は間接侵害を、それぞれ取り扱う予定であります。連載においては、貴会の会員の方から忌憚のない御意見を賜り、当部における研鑽のかたとさせていただければ、望外の幸せに存じます。よろしく、お願い申し上げます。